

暮らしの相談

※㊦は事前に予約が必要です。㊦は電話による相談も可能です

相談	開催日	開催時間	相談会場	問い合わせ・予約先								
市民相談 ㊦ 市政に関する要望や生活上の困りごとなど	月・火・金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～14時30分 (受付14時まで)	市役所 2階市民相談室	広報統計課 ☎㊦9121								
行政書士による無料相談 交通事故(後遺症)、相続・遺言、離婚、成年後見に関する相談	17日(水)	13時～16時	市役所 2階202会議室	広報統計課 ☎㊦9121								
	5日(金)、12日(金)、26日(金)	13時～17時	市民活動センター 2階									
	3日(水)	13時～16時	大野支所第31会議室									
	10日(水)	13時～16時	佐伯支所第1会議室									
無料法律相談 ㊦ 弁護士による相談	10日(水)、16日(火)、24日(水)	13時～16時	市役所 2階202会議室 (受付は4階広報統計課)	広報統計課 ☎㊦9121 相談は30分以内 予約開始 2日(火)8時30分～電話で。								
登記相談 土地家屋調査士による相談	18日(木)	13時～16時	市役所 2階202会議室	広報統計課 ☎㊦9121								
税理士無料税務相談 ㊦ 所得税、相続税、贈与税など	3日(水)	13時～16時	市役所 2階市民相談室	課税課 ☎㊦9113								
就業支援相談 ㊦	第2・第4水曜日 (祝・休日を除く)	12時30分～16時30分	市役所 2階市民相談室	商工労政課 ☎㊦9140								
心配ごと相談 ㊦ 日常生活上の悩みごとや対人関係のもつれ、困りごとなどの相談	火・金曜日	13時～16時	あいプラザ	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局 (あいプラザ内) ☎㊦0783・☎㊦1616								
	水曜日		佐伯社会福祉センター	同佐伯事務所(佐伯社会福祉センター内) ☎㊦0868・☎㊦1005								
	3日(水)、10日(水)、17日(水)		吉和福祉センター	同吉和事務所(吉和福祉センター内) ☎㊦2883・☎㊦2514								
	木曜日※11日(水)を除く		大野福祉保健センター	同大野事務所(大野福祉保健センター内) ☎㊦3294・☎㊦3275								
	1日(月)、8日(月)、15日(月)		宮島福祉センター	同大野事務所(大野福祉保健センター内) ☎㊦3294・☎㊦3275								
認知症介護相談 ㊦	9日(火)	13時30分～15時	あいプラザ	同宮島事務所(宮島福祉センター内) ☎㊦2785・☎㊦2661								
認知症介護相談 ㊦	23日(火)	13時～16時	大野福祉保健センター	※各事務所では、ボランティア相談、福祉総合相談も随時行っています								
司法書士法律相談 ㊦	10日(水)	13時～16時	あいプラザ									
障がいに関する総合相談 ㊦	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～17時	障がい福祉相談センター (あいプラザ内)	障がい福祉相談センター「きらりあ」 ☎㊦0224・☎㊦0225								
理学療法士・作業療法士言語聴覚士の専門相談 ㊦	18日(木)	14時～15時	あいプラザ	障害福祉課 ☎㊦9152・☎㊦1999								
教育相談 ㊦	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～16時30分	廿日市市子ども相談室 ☎㊦8061・☎㊦8062									
		8時30分～17時15分	教育指導課いじめ対策グループ ☎㊦9223									
子どもいじめ110番 ㊦	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～16時30分	☎(0120)080110(通話料無料) ※受付時間外は留守番電話の対応になります									
高齢者の総合相談 ㊦ 介護予防や生活の中での困りごと、介護保険、虐待など	月～金曜日(祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	地域包括支援センター(はつかいち ☎㊦9158・☎㊦1999) 地域包括支援センターさいき ☎㊦2828・☎㊦0415 佐伯さつき会よしわせせらぎ園 ☎㊦2377・☎㊦2379 地域包括支援センターおおの ☎㊦0251・☎㊦1307 いもせ聚楽会宮島ふれあい ☎㊦0250・☎㊦0881									
ちょっとひと息 医療とふくしの相談室	4日(木)	13時30分～15時	縁側サロン(佐方)	地域包括支援センターはつかいち ☎㊦9158								
	25日(木)		大野 2区集会所	地域包括支援センターおおの ☎㊦0251								
生活困りごと相談 ㊦ 生活や仕事などの相談	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～17時	市役所 1階生活福祉課	はつかいち生活支援センター ☎㊦9220								
子どもに関する定期巡回相談室 ㊦	10日(水)	10時～15時	あいプラザ	児童課 ☎㊦9153 ※県職員(児童福祉司・児童心理士)の相談								
家庭児童相談 ㊦ 要保護児童・虐待など	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	市役所 1階児童課	児童課 ☎㊦9153 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189								
子育てに関する相談 ㊦	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	廿日市子育て支援センター (あいプラザ内)	廿日市子育て支援センター ☎㊦1612・☎㊦1613								
	土・日・祝・休日	10時～12時、13時～17時										
	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～15時	大野子育て支援センター (深江保育園内)	大野子育て支援センター ☎㊦0356								
電話育児相談 ㊦ 市内各保育園で実施	月～金曜日(祝・休日を除く) 13時～17時											
	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス
	佐方	☎0858	☎5603	宮園	☎6126	☎3205	友和	☎0834	☎0672	いもせ	☎2051	☎2009
	廿日市	☎0112	☎1638	串戸	☎0970	☎5706	津田	☎0952	☎0939	梅原	☎1559	☎1558
	平良	☎1165	☎7521	地御前	☎0273	☎3262	吉和	☎2470	☎2460	丸石	☎2073	☎2010
	原	☎6135	☎1616	阿品台東	☎0618	☎6111	深江	☎0328	☎0356			
	宮内	☎0671	☎1636	阿品山西	☎0351	☎4031	池田	☎2026	☎2018	鳴川	0827 ☎5571	0827 ☎5898

施設の催し情報

教室名	とき	参加費	定員	教室名	とき	参加費	定員
ハザイ教室	2月6日(土) 10時～13時	300円	15人	けん玉教室	2月21日(日) 10時～12時	300円	10人
初心者向け すいすい木工教室	2月10日(水) 10時～13時	1,700円	6人	初心者向け すいすい木工教室	3月2日(水) 10時～13時	1,700円	6人
バレンタインの プレゼントを 作ろう	2月13日(土) 10時～12時	800円	10人	ハザイ教室	3月5日(土) 10時～12時	300円	15人
初心者向け すいすい木工教室	2月17日(水) 10時～13時	1,700円	6人	初心者向け すいすい木工教室	3月9日(水) 10時～13時	1,700円	6人

木材利用センター

☎㊦2393

申し込み・問い合わせは、木材利用センターに電話をしてください。開催場所はすべて木材利用センターです。汚れても良い服装で来てください。教室情報は、市ホームページにも掲載しています。

講座名	とき	持ってくるもの	受付開始日
古い布から草履づくり	2月18日(木) ①・②	はさみ、洋裁道具(針・糸・裁ちばさみ)、物差し(30cm)、鉛筆	2月10日(水)
和服からリフォーム ～作業衣・ベスト作り～	2月24日(水) ②	ほどいてアイロンをかけた古い和服、洋裁道具、はさみ	2月17日(水)
サンドブラスト ～花瓶・ランプ作り～	2月25日(木) ①・②	お気に入りの瓶など	2月18日(木)
新聞を使っているんな サイズの袋作り	3月2日(水) ②	お気に入りの新聞紙数枚、のり、はさみ、さし	2月24日(水)

リサイクルプラザ

(エコセンターはつかいち内) ☎㊦0266

とき ①9時30分～12時
②13時30分～16時
参加費 各100円(サンドブラストは
カッティングシート代が、大きさに
応じて100円～必要です)
定員 各10人
申込方法 各講座の受付開始日から、
電話で。

BOAT RACE 宮島

2月 宮島競艇施行組合 ☎㊦1122

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12
	14	15	16	17	18	19
	21	22	23	24	25	26
	28	29				

○：レース開催日 ■：場外発売

2月のおはなし会

	ところ	とき	対象
小さい子のためのおはなし会	はつかいち市民図書館	5日(金) ①10時30分～②11時～	乳幼児
おはなし会	はつかいち市民図書館	13日(土)、27日(土) 11時～	幼児～ 小学校低学年
	大野図書館	27日(土) 14時～	
	さいき図書館	13日(土) 10時30分～	
ストーリーテリング	はつかいち市民図書館	今月はありません	幼児～大人

図書館

図書館	開館時間	2月の休館日
はつかいち市民図書館 ☎㊦0333	月～金曜日 9時～19時 土・日・祝・休日 10時～18時	19日(金)～25日(木)
大野図書館 ☎㊦1120	10時～18時	毎週月曜 11日(祝)～18日(木) 25日(木)
さいき図書館 ☎㊦1011	10時～18時	毎週月曜 23日(火)～26日(金)

消費生活

消費生活相談

☎㊦1841

とき 月～金曜日
(祝・休日を除く)
9時～12時、
13時～16時

ところ 廿日市市
消費生活センター
(市役所 6階
商工労政課内)

相談内容
結婚式の相談会で「今なら割引がある」と勧められ、1年後に利用する契約をした。しかし、他の結婚式場を見て考え直したいと思い、契約から2日後にキャンセルを申し出ると5万円のキャンセル料を請求された。インターネットで調べると、消費者契約法では平均的損害を超える額は無効だと書いてある。1年後の利用で損害があるとも思えないし、高額な違約金を請求するのはおかしい。

アドバイス

相談者には、消費者契約法(※)で平均的損害額を超える部分は無効だという裁判例もあるが、事業者が応じない場合には最終的には司法の判断となると説明しました。また、契約書などを持つすれば消費生活センターで事業者へのあっせんは可能だが、事業者への規制はできないので、まずは消費者契約法の考え方をもちにキャンセル料支払い拒否の交渉をしてみるよう助言しました。

(20歳代 男性)

結婚式に関する契約は、一般的に契約締結から当日までの期間が長く、予期しないことが起こったり、打ち合わせを重ねる中で会場への不信任が生じることもあったりし、キャンセルに至る可能性もあります。契約を急がされてもその場でサインをしたり申込金を支払ったりせず、持ち帰ってじっくり検討しましょう。また、契約を締結する前に、契約の成立時期やキャンセル料がどれくらいかかるのかも確認しましょう。

※消費者契約法…消費者と事業者の間には情報力・交渉力の格差があることから、消費者の利益擁護を図ることを目的として、平成12年4月に制定、平成13年4月に施行された法律です。

(広島県環境県民消費生活課発行「暮らしのフレッシュ便」平成27年12月号より)